

## 工損調査業務共通仕様書(案)

### 第1章 総則

- 第1条 趣旨等
- 第2条 用語の定義
- 第3条 基本的処理方針
- 第4条 業務従事者の資格

### 第2章 工損調査等の基本的処理方法

- 第5条 施行上の義務及び心得
- 第6条 現地踏査
- 第7条 作業計画の策定
- 第8条 監督員の指示等
- 第9条 支給材料等
- 第10条 立入り及び立会
- 第11条 身分証明書の携帯
- 第12条 算定資料
- 第13条 監督員への進捗状況報告
- 第14条 成果品
- 第15条 検査
- 第16条 修補
- 第17条 条件変更
- 第18条 契約変更
- 第19条 履行期間の事前協議
- 第20条 一時中止
- 第21条 発注者の賠償責任
- 第22条 受注者の賠償責任
- 第23条 部分使用
- 第24条 再委託
- 第25条 成果品の使用
- 第26条 守秘義務

### 第3章 工損の調査

- 第27条 調査
- 第28条 事前調査における一般的事項
- 第29条 事前調査における損傷調査
- 第30条 写真撮影
- 第31条 事後調査における損傷調査
- 第32条 事前調査等の作成
- 第33条 事前調査書及び図面
- 第34条 事後調査書等の作成
- 第35条 費用負担の要否の検討
- 第36条 費用負担額の算定

### 第4章 費用負担の説明

- 第37条 費用負担の説明

- 第 38 条 概況ヒアリング
- 第 39 条 現地踏査等
- 第 40 条 説明資料の作成等
- 第 41 条 権利者に対する説明
- 第 42 条 記録簿の作成
- 第 43 条 説明後の措置

# 工損調査業務共通仕様書(案)

## 第1章 総則

### 第1条 趣旨

- 1 この工損調査共通仕様書は、愛媛県が施行する公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生ずる建物等の損害等に対する事前調査、事後調査及び費用負担の額の算定並びに費用負担の説明に係る業務(以下「工損調査等」という。)を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
- 2 業務の発注にあたり、当該業務の実務上この仕様書記載の内容により難しいとき又は特に指示しておく必要があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

### 第2条 用語の定義

この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「調査区域」とは、工損調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- (2) 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- (3) 「監督員」とは、受注者への指示、これらの者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行うもので、設計業務等委託契約書(以下「契約書」という。)第8条第1項により、発注者が受注者に通知した者をいう。
- (4) 「検査員」とは、契約書第30条第2項に定める完了検査において検査を実施する者をいう。
- (5) 「管理技術者」とは、この工損調査等の業務に関し7年以上の実務経験を有する者、又はこの工損調査等に関する補償業務管理士(社団法人日本コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規則第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者)等をいう。等、発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有するものと認められた者で、契約書第9条第1項により、受注者が発注者に届け出た者をいう。
- (6) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (7) 「契約書」とは、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)に基づいて作成された書類をいう。
- (8) 「設計図書」とは、仕様書、図面等をいう。
- (9) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されるべき諸基準を含む。)を総称していう。
- (10) 「共通仕様書」とは、各工損作業に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。
- (11) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補完し、当該工損調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (12) 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した図面及び発注者が変

- 更又は追加した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (13) 「協議」とは、監督員及び用地担当職員と受注者又は管理技術者とが相互の立場で工損調査等の内容又は取り扱い等について合議することをいう。
  - (14) 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た工損調査業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
  - (15) 「報告」とは、受注者が工損調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて、監督員に報告することをいう。
  - (16) 「提出」とは、受注者が監督員に対し、工損調査業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
  - (17) 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。
  - (18) 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、工損調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
  - (19) 「請求」とは、発注者若しくは監督員が契約内容の利用に関して相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
  - (20) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記録し署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替える。  
電子メールにより行う場合は、「愛媛県建設 CALS/EC 運用マニュアル(案)」によるものとする。
  - (21) 「検査」とは、検査員が工損調査業務の完了を確認することをいう。
  - (22) 「打合せ」とは、工損調査を適正かつ円滑に実演するため、管理技術者と監督員及び用地担当職員が面談により、作業方針及び条件等に疑義を正すことをいう、
  - (23) 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他措置をいう。
  - (24) 「指示」とは、発注者の発議により監督員が受注者に対し、工損調査等の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査員が監査結果を基に受注者に対し、修補等を求めることをいい、原則として、書面により行うものとする。
  - (25) 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、費用負担額算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

### 第3条 基本的処理方針

受注者は、工損調査等を実施する場合において、この仕様書及び「公共工事に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日中央用地対策連絡協議会理事会決定（以下「事務処理要領」という。））に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

#### 第4条 業務従事者の資格

受注者は、管理技術者の管理のもとに、工損調査等に従事する者（補助者を除く。）として、次の各号の一つに定める資格をもった者を当てなければならない。ただし、監督員が、これと同等の知識及び能力を有すると認められた者についてはこれをもって足りる。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士
- (2) 公共用地取得実務経験者（国、地方公共団体等にあつて、公共用地の取得等に関する実務の経験が10年以上ある者をいう。）
- (3) 補償業務管理士（事業損失部門）

### 第2章 工損調査等の基本的処理方法

#### 第5条 施行上の義務及び心得

受注者は、工損調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- (2) 工損調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
- (3) 工損調査等は権利者の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。  
また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- (4) 権利者から要望等があった場合には、十分その意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

#### 第6条 現地踏査

受注者は、工損調査等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

#### 第7条 作業計画の策定

- 1 受注者は、工損調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとする。
- 2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

#### 第8条 監督員の指示等

- 1 受注者は、工損調査等の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせたうえ監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。
- 2 受注者は、工損調査等の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義があるときは、監督員と協議するものとする。

#### 第9条 支給材料等

- 1 受注者は、工損調査等を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給材料として使用する場合には、発注者から貸与又は交付を受けるものと

- する。
- 2 建物の登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。
  - 3 支給材料の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、支給材料の引き渡しは、支給材料引渡通知書（様式第1号）により行うものとする。
  - 4 受注者は、前項の支給材料を受領したときは、支給材料受領書（様式第2号）を監督員に提出するものとする。
  - 5 受注者は、工損調査等が完了したときは、完了の日から3日以内に支給材料を返納するとともに支給材料精算書（様式第3号）及び支給材料返納書（様式第4号）を監督員に提出するものとする。

#### **第10条 立入り及び立ち会い**

- 1 受注者は、工損調査等のために権利者が占有する土地、建物に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間をあらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 受注者は、工損調査等を行うため建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

#### **第11条 身分証明書の携帯**

受注者は、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し、身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### **第12条 算定資料**

受注者は、損害等が生じた建物等の費用負担等の算定に当たっては、発注者が定める費用負担単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に記載のない費用負担単価等については、監督員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

#### **第13条 監督員への進捗報告**

- 1 受注者は、監督員から工損調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応ずるものとする。
- 2 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち合わせるものとする。

#### **第14条 成果品**

- 1 受注者は、業務が完了したときは、設計図書及び監督員及び用地担当職員の指示する成果品を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。

- 2 受注者は、第3章（工損の調査）及び第4章（費用負担の説明）において作成した調査書、積算書又は説明記録簿を成果品として提出するものとする。
- 3 受注者は、愛媛県土木設計業務等の電子納品要領（案）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部と簡易製本した紙媒体の成果物を提出するものとし、紙媒体は原則として両面コピーとする。  
なお、電子媒体については、納品後3年以内に劣化等による不良箇所が発生した場合、無償で再納品を行わなければならない。
- 4 成果品は、次の各号により作成するものとする。
  - （1）工損調査等の区分及び内容毎に整理し、編集する。
  - （2）表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の月日）、発注者及び受注者の名称を記載する。
- 5 「要領」で特に記載のない項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

#### 第15条 検査

- 1 受注者は、契約書第30条第1項の規程に基づき、業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務づけられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
- 2 発注者は、工損調査業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 受注者は、検査員が工損調査等の完了検査を行うときは、管理技術者を立ち合わせるものとする。
- 4 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員の指示に速やかに従うものとする。

#### 第16条 修補

- 1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査員が修補の指示した場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規程に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

#### 第17条 条件変更

- 1 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書28条第1項に規定する不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規程に適合すると判断した場合とする。
- 2 監督員が、受注者に対して契約書第17条、第18条及び第20条の規定に基づく設計書の変更は又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

#### 第18条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、工損調査業務委託契約の変更を行うものとする。
  - (1) 委託料に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を生じる場合
  - (3) 監督員と受注者が協議し、工損調査業務履行上必要があると認められる場合
  - (4) 契約書第 29 条の規定に基づき委託料の変更に代える業務内容の変更を行った場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) 第 21 条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
  - (2) 工損調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済みの事項
  - (3) 発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

#### **第 19 条 履行期間の事前協議**

- 1 発注者は、受注者に対して工損調査業務の変更の指示を行う場合において履行期間の変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 受注者は、契約書第 21 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 3 契約書第 22 条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

#### **第 20 条 一時中止**

- 1 契約書第 19 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、工損調査業務の全部又は一部の履行について一時中止を指示できることとする。
  - (1) 現地への立ち入り了解が得られない場合
  - (2) 関連する他の作業の進捗が遅れたため、工損調査作業の続行が不適当と認めた場合
  - (3) 天災等により工損調査作業の対象箇所の状態が変動した場合
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

#### **第 21 条 発注者の賠償責任**

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

#### **第 22 条 受注者の賠償責任**

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害を行わなければならない。

- (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三



- 者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第 39 条に規定する瑕疵責任に係る損害
  - (3) 受注者の責により損害が生じた場合

### 第 23 条 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第 32 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
  - (1) 別途業務等の用に供する必要がある場合
  - (2) その他に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

### 第 24 条 再委託

- 1 契約書第 6 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
  - (1) 工損調査作業における総合的企画
  - (2) 作業遂行管理
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、工損調査作業を再委託に付する場合、書面より協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し工損調査作業の実施について適切な指導、管理のもとに工損調査作業を実施しなければならない。

なお、愛媛県の入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)に登録されている者のうち、指名停止期間中である者を協力者に選任してはならない。

### 第 25 条 成果品の使用等

受注者は、契約書第 5 条第 4 項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。

### 第 26 条 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、工損調査作業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、契約書第 5 条第 4 項の定めに従う場合はこの限りでない。

## 第 3 章 工損の調査

### 第 27 条 調査

調査は、事務処理要領第 2 条第 5 号の建物等の配置及び現況の調査(以下「事前調査」という。)と同第 4 条の損害等が生じた建物等の調査(以下「事後調査」という。)に区分して行うものとする。

## 第 28 条 事前調査における一般的事項

事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。

- (1) 建物の敷地ごとに建物等（主たる工作物）の敷地内の位置関係
- (2) 建物ごとに実測による間取り平面及び立面この場合の計測の単位は、用地調査等業務共通仕様書第 2 章第 2 節「数量等の処理」の各規定を準用する。
- (3) 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。
- (4) その他調査書の作成に必要な事項

## 第 29 条 事前調査にける損傷調査

1 受注者は、前条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。

- (1) 基礎
- (2) 軸部
- (3) 開口部
- (4) 床
- (5) 天井
- (6) 内壁
- (7) 外壁
- (8) 屋根
- (9) 水回り
- (10) 外構

2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- (1) 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向を水準量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。
- (2) コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況（最大幅、長さ）を計測する。
- (3) 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
- (4) 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

3 軸部（柱及び敷居）に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- (1) 原則として、当該建物の工事箇所に最も接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で 3 箇所程度を計測する。
- (2) 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から 1メートルの高さの点とする。
- (3) 敷居の傾斜の計測位置は、柱から 1メートル離れた点とする。
- (4) 計測の単位は、ミリメートルとする。

- 4 開口部（建具等）に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
  - (1)原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所程度とし、全体で5箇所程度を計測する。
  - (2)測定箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。
  - (3)建具の開閉が滑らかに行えないもの、又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。
  - (4)計測の単位は、ミリメートルとする。
  - (5)床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
- 5 床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
  - (1)えん甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。
  - (2)床仕上げ材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大、幅、長さ又は大きさ）を計測する。
  - (3)束又は大引・根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
  - (4)計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。
- 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミが発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。
- 7 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
  - (1)居室ごとに発生個所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所、全体で6箇所程度を計測する。
  - (2)計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。
- 8 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
  - (1)原則として、すべての亀裂の計測をする。
  - (2)計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
  - (3)亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。
- 9 外壁に亀裂等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
  - (1)四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。
  - (2)計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。
- 10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。
  - (1)仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。
  - (2)計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。
- 11 水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
  - (1)浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目

地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第 8 項に準じて行う。  
(2) 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況等を調査する。

- 12 外構(テラス、コンクリート叩、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物)に損傷が発生しているときは、前 11 項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。

### 第 30 条 写真撮影

前条に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の各号により写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。

- (1) カラーフィルムを使用する。  
(2) 撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。

調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名  
損傷名及び損傷の程度(計測)  
撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

### 第 31 条 事後調査における損傷調査

- 1 受注者は、事前調査を行った損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、その状態及び程度を前 3 条の定めるところにより調査を行うものとする。  
2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、第 28~~4~~条事前調査における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。

### 第 32 条 事前調査等の作成

受注者は、事前調査を行ったときは、次の各号の事前調査書及び図面を作成するものとする。

- (1) 調査区域位置図  
(2) 調査区域平面図  
(3) 建物等調査一覧表(様式第 5 号)  
(4) 建物等調査書(平面図・立面図等)(様式第 6 号)  
(5) 損傷調査書(様式第 7 号)  
(6) 写真集(様式第 8 号)(事前調査書及び図面)

### 第 33 条 事前調査及び図面

受注者は、前条の事前調査書及び図面を次の各号により作成するものとする。

- 1 調査区域位置図は工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000 分の 1 又は 10,000 分の 1 程度とする。  
2 調査区域平面図は調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。

- (1) 調査を実施した建物については建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
- (2) 縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。
- 3 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号（同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合）の順に建物等の所在及び地番、所有者並びに建物等の概要等必要な事項を記入する。
- 4 建物等調査図（平面図・立面図等）は、第2848条及び第2940条の事前調査の結果に基に建物等ごとに次により作成するものとする。
- (1) 物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。
- (2) 建物立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
- (3) その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成する。
- (4) 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。
- 5 損傷調査書は、第2848条及び第2940条の事前調査の結果に基づき、建物ごと建物等の所有者名、建物の概要、名称（室名）、損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名（亀裂・沈下・傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。
- 6 写真は、撮影したものをカラーサービス判で焼付し、様式第4号に所定の記載を行ったうえでファイルする。

### 第34条 事後調査等の作成

受注者は、事後調査を行ったときは、事前調査書及び図面を基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、第32条各号の調査書及び図面を作成するものとする。

### 第35条 費用負担の要否の検討

- 1 費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施工によるものと認めたものについて、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に適合するかの検討を行うものとする。
- 2 前項の検討結果については、すみやかに監督員に報告するものとする。

### 第36条 費用負担額の算定

受注者は、費用負担額の算定を指示された場合は、事務処理要領第7条（費用の負担）及び同付録の規定に従って当該建物等の所有者に係る費用負担額の算定を行うものとする。

## 第4章 費用負担の説明

### 第37条 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

### 第38条 概況ヒアリング

受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

### 第39条 現地踏査等

- 1 受注者は、費用負担の説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況及び説明対象とされた建物等を把握するものとする。
- 2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

### 第40条 説明資料の作成等

権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- (1) 説明対象建物及び権利者ごとの処理方針の検討
- (2) 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
- (3) 権利者に対する説明用資料を作成

### 第41条 権利者に対する説明

- 1 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。
  - (1) 2名以上の者を一組として権利者と面接すること。
  - (2) 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

### 第42条 記録簿の作成

受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を説明記録簿（様式第9号）に記載するものとする。

### 第43条 説明後の措置

- 1 受注者は費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。
- 2 受注者は、当該権利者に係わる費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告

するものとする。

- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは費用負担の内容等又は  
その他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断  
したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。